

令和5年(2023年)4月6日

第三者認証制度認証店の皆様

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う感染対策について

皆様には、北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証を取得いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御理解と御協力をいただいていることに、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月の国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この変更に伴って、国の基本的対処方針は廃止されることになり、道の第三者認証制度や業種別ガイドラインも廃止されることとなります。

この度、**国から、5月8日の感染症法上の位置づけの変更に伴う感染対策の考え方について示されました**ので、お知らせします。

今回、国から示された内容としては、**日常における基本的な感染対策について、本年5月8日以降は、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、国として一律に求めることはなく、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくこととされております。**

また、これまで第三者認証制度等に基づく**感染症対策として活用してきた備品等(※)の取扱いについては、感染対策や業務効率化等の観点から、利用者・従業員の意向等も踏まえ、各事業者又は業界ごとに適宜判断していただくこととされています。**

※ 備品等の例として、パーティション、二酸化炭素濃度測定器などが考えられますが、これらの取扱いとしては、引き続き感染対策として活用・保管することや、感染対策上不要となったものにつき、再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)すること等が考えられます。

また、**補助金等により取得した(または効用の増加した)財産を処分する場合には、交付行政庁が定める一定の要件(補助対象財産の取得価格が単価50万円未満等)を満たす必要があるため、その取扱いについては交付要綱等をご確認**いただき、必要に応じ交付行政庁にお問い合わせ下さい。

※ 5類移行後にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、対応を見直す可能性がありますので、アクリル板などの資機材については、使用しない場合でも廃棄せずに、保管いただくことをご検討ください。

今後とも、5月8日以降の感染防止対策については、今後の国の方針を踏まえ、適時、情報提供させていただく予定ですが、基本的な感染対策の実践について御協力をお願いします。

これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、今後につきましても、御理解と御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

—お問い合わせ先—
北海道経済部経済企画局経済企画課 第三者認証担当
011-206-6197